# 一 般 競 争 入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加資格者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## １　委託業務内容

(1)　業 務 名　　岩手県立盛岡農業高等学校寄宿舎調理等業務
(2)　履行場所　　岩手県立盛岡農業高等学校寄宿舎
　　滝沢市砂込 1463 番地
(3)　履行期間　　令和８年４月１日～令和 11 年３月 31 日
(4)　業務概要　　給食調理　調理、盛付け、食器具の洗浄、消毒保管、厨房・設備等の清掃
　　献立作成　献立の作成、賄材料の発注、仕入、検収

## ２　入札の日時及び場所

入札公告に示すとおり。なお、入札公告の３(6)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

## ３　入札参加資格及び入札参加手続

入札公告に示すとおり。

## ４　入札参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1)　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア　子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2)　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３号第２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア　一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3)　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

5　入札

(1)　入札は、入札書を指定の日時及び場所に提出させることによって行うものとする。

(2)　入札代理人から入札書が提出された場合は、当該代理人から提出される委任状によって、委任関係を確認するものとする。

(3)　入札執行の際、入札参加者に次に掲げる事項を周知させるものとする。

ア　入札書記載事項の確認

イ　入札が無効となる場合

ウ　入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがあること。

6　入札の辞退

入札書が指定の日時及び場所に提出されなかった場合は、当該入札参加者は辞退したものとして取扱うものとする。

7　入札書

(1)　入札書は、県が示す様式に次に掲げる事項を記載の上、押印するものとする。

ア　入札年月日

イ　入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、その所在地、名称又は商号、代表者の氏名及び印。なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名及び印を加えるものとする。）

ウ　あて名（岩手県立盛岡農業高等学校長とする。）

エ　入札金額

オ　委託業務名

(2)　入札金額の記載に当たっては、落札決定に際し、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者又はその代理人の印で押印をしておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。

(4)　入札書は、提出後においては、如何なる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8　委任状

代理人が入札に参加する場合は、次に掲げる事項を記載した委任状を入札執行前に提出しなければならない。

(1)　委任者の住所、氏名及び印

(2)　委任事項

(3)　受任者の住所、氏名及び印

9　入札保証金

入札公告に示すとおり。

10　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1)　入札金額が判別できない場合

(2)　入札保証金を納めず、又は不足した場合

(3)　入札書に記名押印のない場合

(4)　無資格者又は無権代理人が入札した場合

(5)　入札金額を訂正した場合

(6)　入札件名の表示に重大な誤りがある場合

(7)　その他入札に関する条件に違反して入札した場合

## 11　開札及び落札者の決定

(1)　開札は、入札終了後直ちに、入札を行った場所で行うものとする。

(2)　開札の結果、予定価格の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者と決定するものとする。

(3)　落札者となるべき同額の入札をした者が、２人以上いる場合は、その場所において、直ちにくじで落札者を決めなければならない。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(4)　開札して落札者が決定しない場合は、当該入札に係る最低入札額を発表するものとする。

## 12　再度入札

(1)　開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちに、その場所において、再度入札に付することができるものとする。

(2)　再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

(3)　入札執行回数は、制限を設けないものとする。

## 13　公正な入札の確保

(1)　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(3)　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 14　契約締結の留意事項

(1)　落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

(2)　入札公告の３(3)及び(4)の資格については、当該規定で示す期間を(1)の期間に読み替えて、(1)の規定を適用するものとする。

(3)　落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の５以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4)　契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

## 15　その他

(1)　入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2)　入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県立盛岡農業高等学校　事務室

〒020-0605　滝沢市砂込 1463 番地

電話番号　019-688-4211　　Fax 番号　019-688-4215